

丹波篠山市地域公共交通会議設置要綱の改正について

議案 3
資料①

1. 趣旨

丹波篠山市地域公共交通会議における委員の代理について、同設置要綱に定めるものがなかった。

今回、委員の代理について会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなすこととし、それに伴い、設置要綱を改正するため、本会議に図るもの。

2. 改正の目的

委員の代理出席について明記することで、会議を継続的かつ円滑に開催可能とし、地域交通に関する多様な議題について議論を行えるようにすることを目的とする。

※本改正は代理出席を推奨するものではなく、やむを得ず欠席が必要になった場合の対応を可能とすることを目的としています。各委員におかれましては、ご本人の出席を基本としていただきますようお願いいたします。

3. 改正内容案

別紙資料（議題 3 資料②）のとおり

4. 改正日

令和 8 年 5 月 26 日

平成19年1月31日

要綱第4号

(目的)

第1条 丹波篠山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画及びその関連する計画（以下「公共交通計画等」という。）の策定並びにこれらの実施に関し必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の事情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 自家用有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画等の策定及び変更に関する事項
- (4) 公共交通計画等の実施の協議及び連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通計画等に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員29人以内で組織する。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 鉄道事業者及びその関係団体の職員
- (5) 公益社団法人兵庫県バス協会の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は地域公共交通利用者の代表
- (7) 神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

- (9) 兵庫県丹波県民局丹波土木事務所長又はその指名する者
- (10) 兵庫県警察篠山警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 前条第1項第6号及び第12号に掲げる委員の任期は委嘱された日が属する年度の翌年度末までとし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。

5 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 交通会議は、原則公開とする。

7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 会長が認めるときは、会議を開催することなく、書面による協議を行うことができる。

9 交通会議の庶務は、企画総務部において処理し、庶務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事)

第7条 交通会議に監事2人を置き、委員のうちから会長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計及び出納を監査し、監査の結果を会長に報告する。

3 監事は、会長又は副会長と兼ねることができない。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を

処理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(運賃部会)

第10条 丹波篠山市協議運賃部会（以下、「運賃部会」という。）は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき、地域の事情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項を協議するために設置する。

2 運賃部会の構成員は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき次に掲げる者とする。

(1) 市長又はその指名する者

(2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 当該路線等を管轄する地方運輸局長

(4) 住民又は地域公共交通利用者の代表

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成及び出納その他財務に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。